

## 国の責任において国民健康保険制度の財政支援措置を求める意見書

国民健康保険制度は、被保険者に高齢者が多いこと等から、医療費が増加傾向にある一方、保険料（税）負担能力が弱い方々の加入割合が高く、保険料（税）の負担率が高いという構造的課題を抱えている。また、高齢化の進展による介護サービス利用者増に伴い、介護納付金分も年々増加し、介護保険第2号被保険者の負担が重くなっていくことが避けられないほか、近年の高額医薬品の使用、医療技術の高度化等が医療費の増要因となり、国民健康保険の運営において新たな課題となっている。また、社会保険の適用拡大により、現役世代が被用者保険に移行することで、これまで以上に医療費がかかる層の加入割合が高まることが想定され、一人当たり保険料（税）のさらなる増加が見込まれる。

そのような状況下で、座間市においては、県の方針に基づき、段階的に標準保険料率に近づけていくため、令和4年度の座間市国民健康保険税率及び税額の改定において、令和6年度は神奈川県を示す標準保険料率と同額にすることとした。県において激変緩和措置や財政支援措置が講じられること及び被保険者への影響に鑑み、令和6年度保険税率及び税額を県の示す標準保険料率との乖離率や乖離額の差が2分の1となるよう改定するとしているものの、被保険者の経済的負担は大きく、このままでは持続可能な国民健康保険制度の維持は危ぶまれる。

よって、本市議会は、国に対し、次の事項について求める。

- 1 国の責任においてさらなる財政支援措置を講じること。
- 2 より公平かつ健全な医療保険制度の実施のために、国民健康保険制度の構造的な課題の改善を含めた見直しについて国において必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月25日

内閣総理大臣  
総務大臣 殿  
厚生労働大臣

座間市議会議長 荻原健司